

千葉県 の 監査

- 平成 21 年度版 -

千葉県 監査 委員

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査については平成21年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については平成20年度会計を対象とした監査の結果を、その他の監査については概ね平成21年度に行った監査等の結果を中心に作成しました。

千葉県監査 - 平成 21 年度 - 目次

第 1 監査等の概要

1 平成 21 年度監査等の基本方針	1
2 平成 21 年度に実施した監査等の対象	1

第 2 監査等の結果

定期監査	3
行政監査	7
財政的援助団体等監査	8
例月出納検査	9
決算審査	10
基金運用状況審査	21
健全化判断比率等審査	22
住民監査請求	24
外部監査	25

【資料】

1 平成 21 年度監査における監査委員	26
2 平成 21 年度監査計画	27

第 1 監査等の概要

1 平成21年度監査等の基本方針

平成21年度の監査・審査・検査は、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げるために、次の方針に基づき実施しました。

- (1) 事務事業や予算の執行について、合规性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的に検証する。
- (2) 監査の実施に当っては、外部監査の結果や監査対象機関におけるチェック体制等の内部統制の整備・運用に留意し、監査機能の一層の充実・強化に努める。
- (3) 監査の実効性を確保するため、前回の監査における指摘事項等に対する措置状況を把握し、是正・改善を求める。
- (4) 監査結果等の情報を県民に分かりやすく公表する。

2 平成21年度に実施した監査等の対象

平成21年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は次のとおりです。

区分	内 容	監査対象機関等
定期監査	平成21年度の会計において、県の財務に関する事務その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、及び経営に係る事業管理が合理的かつ効率的に行われているかについて監査しました。	県の本庁、出先機関(各種委員会等を含む)の全て、492機関
行政監査	県の事務又は知事若しくは委員会若しくは委員の権限に属する事務の執行が適正かつ効率的に処理されているかについて監査しました。 なお、平成21年度の監査テーマは、「法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について」としました。	知事部局、教育庁、警察本部の本庁各課
財政的援助団体等監査	県が財政的援助、出資若しくは支払保証を与えている団体及び県が受益権を有する不動産信託の受託者又は公の施設に係る指定管理者に対し、平成20年度の会計において当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査しました。	県の出資率が25%以上かつ事業規模1千万円以上の出資団体、県の補助金が3億円以上の私立高等学校、県の補助金が5千万円以上の団体及び指定管理料が5千万円以上の指定管理者、86団体等のうち36団体等
例月出納検査	毎月の収入又は支出が適正かつ円滑に行われているかを中心とし、現金の出納の状況について総括的に検査しました。	普通会計、公営企業会計、基金における現金の出納
決算審査	平成21年度の会計に係る決算書その他関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営活動は経済性を発揮しているかについて審査しました。	普通会計決算、公営企業会計決算

区分	内 容	監査対象機関等
基金運用状況審査	特定目的のために定額の資金を運用するために設けた基金について、その運用が適正に行われているかを審査しました。	土地開発基金、美術品等取得基金
健全化判断比率等審査	平成21年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、算定が適正に行われているかについて審査しました。	普通会計決算、公営企業会計決算
住民監査請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められたものについて監査を行いました。	監査実施件数： 2件

【注】監査等の結果における「指摘事項」等の区分について

区 分		内 容
監査・検査	指摘事項	法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合
監査・検査	注意事項	法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合
監査	指導事項	事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合
審査	改善すべき事項	指摘事項に準ずる。
審査	留意すべき事項	注意事項に準ずる。

* 上記のほか、意見を付すことがあります。

第2 監査等の結果

定期監査

1 監査の実施状況

(1) 平成21年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業(地方自治法第199条第2項に規定する事務を含む。)について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点を主眼に実施した。

また、監査を効果的に実施するため、普通会計及び企業会計それぞれ課題となっている次の事項に重点を置いて実施した。

ア 普通会計

(ア)収入未済について

(イ)公共事業に係る事務費について

(ウ)物品(消耗品)の出納・管理事務について

イ 企業会計

(ア)物品購入について

(イ)契約事務について

(2) 監査の実施時期

平成21年9月から平成22年8月

(3) 監査対象は平成21年度の会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、平成21年4月1日現在の492機関の全てとした。

区分	監査計画数	監査実施機関数		
		実地監査	書面監査	計
普通会計	本庁	101	0	101
	出先機関	348	200	348
	計	449	200	449
企業会計	本庁	16	0	16
	出先機関	27	5	27
	計	43	5	43
合計	本庁	117	0	117
	出先機関	375	205	375
	計	492	205	492

2 指摘事項等の件数

区分	監査実施数	指摘等の件数				
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見	
普通会計	本 庁	101	106	12	33	2
	出先機関	348	183	55	97	126
	計	449	289	67	130	128
企業会計	本 庁	16	15	2	2	0
	出先機関	27	17	1	10	0
	計	43	32	3	12	0
合計	本 庁	117	121	14	35	2
	出先機関	375	200	56	107	126
	計	492	321	70	142	128

3 指摘事項・注意事項・意見の概要

(1) 指摘事項

(普通会計) 289件

番号	項 目	件数
1	平成21年度会計における不適正な経理処理に対し、適正な処理を求めたもの	109
2	平成20年度会計定期監査において指摘した平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金が、平成21年度会計においても引き続き認められたものに対し、適正な処理を求めたもの	96
3	支出負担行為前の物品の発注、納品について、適正な事務手続を求めたもの	59
4	予算令達前の需用費等の執行について、適正な事務手続を求めたもの	15
5	工事の執行について、適切な工期の設定や執行状況の的確な把握を求めたもの	3
6	定額給付金の受給申請書の取扱いに係る不適正な事務手続について、早急に適切な措置を講ずるよう求めたもの	1
7	工事の執行について、適切な工程管理と工事検査を求めたもの	1
8	事務事業の執行体制について、改善を求めたもの	1
9	予算科目について、適正な執行を求めたもの	1
10	特別会計母子寡婦福祉資金における収入未済について、早期の解消を求めたもの	1
11	調定が遅延していた事例について、適正な事務手続を求めたもの	1
12	賃借契約の不備について、適正な事務手続を求めたもの	1

(企業会計) 32件

番号	項 目	件数
1	支出負担行為前の物品の発注、納品について、適正な事務手続を求めたもの	12
2	平成21年度会計における不適正な経理処理に対し、適正な処理を求めたもの	11
3	平成20年度会計定期監査において指摘した平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金が、平成21年度会計においても引き続き認められたものに対し、適正な処理を求めたもの	7
4	契約に係る事務について、適正な対応を求めたもの	1
5	予算の執行について、適正な対応を求めたもの	1

(2) 注意事項

(普通会計) 67件

番号	項 目	件数
1	負担金等について収入未済の解消を求めたもの	13
2	県税について、徴収率の向上を求めたもの	8
3	支出負担行為が行われていなかったことについて、適正な事務手続を求めたもの	5
4	使用料等の免除について、適正な事務手続を求めたもの	5
5	雑入等について、収入未済の解消を求めたもの	5
6	調定が欠落した事例について、適正な事務手続を求めたもの	3
7	契約の事務手続が適正を欠いた事例について、適正な事務手続を求めたもの	3
8	支出負担行為について、適正な事務手続を求めたもの	3
9	契約の事務手続について、適正な事務手続を求めたもの	3
10	旅費依頼簿兼旅費請求書の押印に係る不適正な事例について、適正な事務手続を求めたもの	2
11	工事の積算が誤った事例について、適正な積算を行うよう求めたもの	2
12	個人情報を紛失した事例について、適正な情報の管理を求めたもの	2
13	貸付金の延滞利息の徴収事務について、適正な事務手続を求めたもの	2
14	任意団体名で県の業務委託をしている事例について、適正な事務手続を求めたもの	1
15	授業料の納期を誤っていた事例について、適正な事務手続を求めたもの	1
16	授業料収入の遅延について、解消を求めたもの	1
17	調定誤り等について、早急に必要な措置を講ずるよう求めたもの	1
18	財産の管理について、早急に必要な対策を講ずるよう求めたもの	1

番号	項 目	件数
19	支出負担行為が遅延していた事例について、適正な事務手続を求めたもの	1
20	事務事業の執行体制について、改善を求めたもの	1
21	工事の積算について、適正な積算を行うよう求めたもの	1
22	財産の管理について、適正な管理を求めたもの	1
23	貸付金について、返済条件の見直しを求めたもの	1
24	書類が不備のまま実施した工事検査について、適切な検査の実施を求めたもの	1

(企業会計) 3件

番号	項 目	件数
1	収入未済に係るもの	1
2	土地等の貸付けについて、適正な対応を求めたもの	1
3	他会計からの借入れについて、適正な対応を求めたもの	1

(3) 意見

(普通会計) 128件

番号	項 目	件数
1	県立学校における平成 15 年度から平成 20 年度までの需用費(消耗品等)に係る不適正な経理処理について	126
2	内部けん制に係るもの	1
3	課税誤りに係るもの	1

行政監査

1 監査の実施状況

- (1) 行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定により、県が行っている事務が法令、条例に定めるところに従い適正に執行されているかどうか、また、正確性、経済性、効率性及び有効性の確保がなされているかどうか、について監査を行うものであり、平成21年度は次のテーマにより実施した。

監査のテーマ：「法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について」

- (2) 監査の実施時期

平成21年7月から平成22年3月

- (3) 監査対象検査等は、県が実施している検査等123件のうち、県民に関わりが深く、関心が高いと思われるもの等を中心に、26件選定し、監査を実施した。

2 監査の結果

大部分の検査等では、国や県の検査基準などにより各検査等機関が策定した実施計画に基づきおおむね適切に実施されていたが、検査等を円滑に実施し、さらに精度を高めるため、次の事項について意見を付した。

【意見の概要】

- (1) 事務分掌・業務配分等の見直しや関係機関との情報交換・共有化、連携の充実強化を図るなど、効率的・効果的に検査等を実施するための体制の整備・強化を進めていく必要がある。
- (2) 実効ある検査等を進める上で、県民からの情報提供は重要であるので、情報受入れ窓口の整備や周知、提供された情報を有効に活かしていくことが必要である。
- (3) 検査等結果の公表については、県民への安全・安心の確保や各団体等の適正な事業運営の推進のため、個人・法人情報保護の観点等から公表することがふさわしくないものを除き、できる限り広く公表する必要がある。

財政的援助団体等監査

1 監査の実施状況

(1) 平成20年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。また、消耗品費等の物品購入事務処理が法令等に基づき適正に行われているか。また、納品の検収が適正に行われているかに重点を置いて実施した。

(2) 監査の実施時期

平成21年10月から平成22年4月

(3) 監査対象は平成20年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体等は、 県の出資率が25%以上かつ事業規模1千万円以上の出資団体 県の補助金が3億円以上の私立高等学校 県の補助金が5千万円以上の団体(市町村及び出資法人を除く) 指定管理料が5千万円以上の指定管理者(市町村及び出資法人を除く)とし、そのうち36団体等について監査した。

区 分	監査対象 団体等の数	監査実施団体等の数		
		実地監査	書面監査	計
出資団体	39	17	8	25
補助金交付 私立高等学校	17	2	5	7
その他の援助 (補助)団体	18	2	0	2
指定管理者	12	2	0	2
計	86	23	13	36

2 指摘事項等の件数

区 分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資団体	25	14	7	11	0
補助金交付 私立高等学校	7	0	0	5	0
その他の援助 (補助)団体	2	0	0	0	0
指定管理者	2	0	0	3	0
計	36	14	7	19	0

3 指摘事項・注意事項の概要

(1) 指摘事項

(出資団体) 14件

番号	項 目	件数
1	不適正な経理処理や取引業者へのプール金に対し適正な処理を求めたもの	9
2	経営の改善を求めたもの	4
3	事業の改善を求めたもの	1

(2) 注意事項

(出資団体) 7件

番号	項 目	件数
1	経営の改善を求めたもの	2
2	収入未済の早期回収を求めたもの	3
3	契約事務の改善を求めたもの	2

例月出納検査

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として実施する検査です。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回(実地検査1回、書面検査11回)実施し、いずれも適正であることを確認した。

決算審査

1 会計管理者所管の会計

(1) 審査の対象

平成21年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

平成21年度 千葉県一般会計
平成21年度 千葉県特別会計財政調整基金
平成21年度 千葉県特別会計県債管理事業
平成21年度 千葉県特別会計地方消費税清算
平成21年度 千葉県特別会計自動車税証紙
平成21年度 千葉県特別会計市町村振興資金
平成21年度 千葉県特別会計公営競技事業
平成21年度 千葉県特別会計母子寡婦福祉資金
平成21年度 千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業
平成21年度 千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業
平成21年度 千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金
平成21年度 千葉県特別会計中小企業振興融資資金
平成21年度 千葉県特別会計農業改良資金
平成21年度 千葉県特別会計営林事業
平成21年度 千葉県特別会計林業・木材産業改善資金
平成21年度 千葉県特別会計沿岸漁業改善資金
平成21年度 千葉県特別会計公共用地取得事業
平成21年度 千葉県特別会計流域下水道事業
平成21年度 千葉県特別会計港湾整備事業
平成21年度 千葉県特別会計土地区画整理事業
平成21年度 千葉県特別会計奨学資金

(2) 審査の手続

平成21年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨にのっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているか、不適正な経理処理は行われていないか、などの諸点に留意するとともに、本年4月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、関係諸帳簿、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

各会計の決算については、関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、決算に関する計数はいずれも正確なものと認められた。予算の執行については、おおむね適正であると認められるが、一部に改善すべき事項等が見られた。

なお、平成21年度においても、需用費等に係る不適正な経理処理が認められたが、こうした不適正な経理処理を取消し、正規の予算執行による支出処理を行うなど、是正措置が既に講じられていた。

また、平成21年度においては、新たな取引業者へのプール金、規定にない現金等の発生は認められなかった。

イ 審査の意見

(ア) 決算の状況

a 決算総額

平成21年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して1,814億4,990万余円(7.5パーセント)増加し、2兆5,900億4,585万余円となった。

また、歳出決算合計額は、前年度と比較して1,764億5,207万余円(7.4パーセント)増加し、2兆5,746億3,775万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で30億9,285万余円、特別会計では77億6,563万余円の黒字となっている。

b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して833億4,093万余円(5.5パーセント)増加し、1兆5,875億6,644万余円となった。

(a) 県税収入については、景気の低迷による企業収益の悪化及び税制改正¹⁾による地方法人特別税導入の影響により法人二税が大幅に減少し、また、消費の低迷により地方消費税が減少するなど、県税全般が減少したため、前年度と比較して990億1,624万余円(13.1パーセント)減少し、6,593億6,702万余円となった。

なお、地方法人特別譲与税を加味した実質では、マイナス9.6パーセントとなっている。

(b) 地方交付税については、普通交付税の基準財政収入額の算定において、法人二税をはじめとする県税の減少が見込まれたことから、前年度と比較して208億6,349万余円(15.2パーセント)増加し、1,578億7,364万余円となった。

(c) 県債については、減収補てん債や退職手当債が減少する一方、臨時財政対策債の大幅な増等により、前年度と比較して485億3,250万円(24.4パーセント)増加し、2,474億7,420万円となった。

なお、一般会計の平成21年度末県債残高は、前年度末と比べ5.6パーセント増の2兆7,101億2,119万余円となっている。

(d) 収入未済額については、前年度より22億4,628万余円増加し、平成21年度末現在は384億8,138万余円となっている。

収入未済の主なものは、県税が前年度と比較して23億307万余円(6.9パーセント)増加し、359億511万余円となり、その大半を占めている。

c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して795億442万余円(5.3パーセント)増加し、1兆5,801億7,527万余円となった。

性質別の歳出決算額の主な増減は、

- (a) 人件費については、職員数の削減や給与の独自削減期間の延長などにより給与の抑制を図るとともに、人事委員会勧告により期末勤勉手当を引き下げたことにより、前年度と比較して57億7,412万余円(1.0パーセント)減少し、5,967億6,286万余円となった。
- (b) 扶助費については、障害者通院医療費や特定疾患治療研究医療費が増加したことなどにより、前年度と比較して18億5,945万余円(7.3パーセント)増加し、274億1,760万余円となった。
- (c) 普通建設事業費については、成田新高速鉄道建設費に対する補助や国道464号線北千葉道路整備事業の実施などにより、補助事業・単独事業いずれも増加したため、前年度と比較して66億1,452万余円(4.2パーセント)増加し、1,630億9,508万余円となった。
- (d) 積立金については、経済・雇用対策のための基金造成が増加したことから、前年度と比較して518億4,377万余円(215.6パーセント)増加し、758億9,478万余円となった。
- (e) 繰出金については、中小企業振興資金の融資枠を拡大したことにより、前年度と比較して113億9,047万余円(7.6パーセント)増加し、1,615億7,674万余円となった。

d 特別会計について

特別会計歳入総額は、前年度と比較して981億896万余円(10.8パーセント)増加し、1兆24億7,941万余円、また、特別会計歳出総額は、前年度と比較して969億4,764万余円(10.8パーセント)増加し、9,944億円6,247万余円となった。

この主な要因は、県債管理事業や中小企業振興融資資金が増加したことなどによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して2,794万余円(5.3パーセント)増加し、5億6,009万余円となった。

(イ)意見

a 今後の財政運営について

平成21年度の一般会計の決算は、企業収益の悪化などにより県税が大幅に減少したが、地方交付税や臨時財政対策債が増加したことなどにより、30億9,285万余円の黒字となっている状況である。

歳入において、景気の後退に伴う企業収益の悪化による法人二税の減少や消費意欲の低迷による地方消費税の減少など県税全般が減少し、臨時財政対策債や地方交付税が増加している。

また、歳出の主な増加の要因としては、国の経済対策に伴う臨時交付金事業²⁾や基金の造成を実施したほか、中小企業振興資金の融資枠を拡大したことによる増などである。

なお、財政構造の弾力性を示す経常収支比率³⁾については、前年度の97.8パーセントから97.1パーセントになったが、依然として財政構造は硬直化している状況である。

また、歳入全体に占める自主財源の比率は、県税収入の減少及び税制改正の影響により、前年度の65.1パーセントから56.5パーセントと8.6ポイント低下しており、自主財源の確保に向けた取組が必要である。

これらの点を踏まえ、昨今の厳しい経済情勢により、自主財源の柱である県税収入の回復の兆しが見られず、また、歳出については、高齢化の進展に伴う社会保障費の増大など義務的経費の増加が続き、

依然として厳しい財政状況が続くものと見込まれることから、歳入確保、歳出削減などの効率的な行財政運営に努めるとともに、計画的な財政の健全化に向けた取組を進められたい。

b 一般会計歳入について

(a) 県税については、収入未済額が359億511万余円と多額であり、また、不納欠損額が23億4,664万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。税負担の公平性を保つためにも、徴収体制の充実・強化、課税客体的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入歩合の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。

(b) 県税以外の収入未済額についても、25億7,627万余円と多額であり、また、不納欠損額が1億5,144万余円であることから、「債権管理の適正化のための取組方針(平成20年2月6日)」に基づき法的措置を含めた回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防止に努め、その縮減に向けて、全庁的な取組を一層推進し、収入の確保に努められたい。

(c) 県債については、建設地方債等の残高は平成17年度から減少しているものの、減収補てん債、臨時財政対策債等の発行により県債残高は更に増加しており、今後とも後年度負担に配慮した県債の計画的な発行に留意されたい。

c 一般会計歳出について

(a) 歳出については、徹底した経費の節減を図ることはもちろん、歳出全般の見直しを行うとともに、社会経済環境や県民ニーズの変化に的確に対応した事業を選択し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう予算の効率的な執行に努められたい。

(b) 翌年度繰越額は、全体で443億9,723万余円と多額であり、特に、土木費は62.0パーセントにあたる275億4,731万余円となっている。歳出予算については、本来当該年度に執行することが原則であることから、繰越額の縮減に努められたい。

なお、事情により繰越しを行う場合、繰越手続を適正に行われたい。

d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減を図ることはもとより、歳入予算に見合った計画的な予算執行を図ることに加え、特に貸付金・償還金等の収入未済の解消に努め、一般会計からの繰入金金の縮減を図られたい。

e 契約について

契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

f 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進めるとともに、公社等外郭団体の経営管理や不適正な経理処理の再発防止に留意し、会計処理についても十分な監督・指導を行われたい。

g 事務費の不適正な経理処理について

需用費等に係る不適正な経理処理が認められたが、こうした不適正な経理処理を取消し、正規の予算執行による支出処理を行うなど、是正措置が既に講じられていた。

しかしながら、平成21年度会計においても不適正な経理処理が認められたことは、誠に遺憾である。

また、平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、一部は返還されているが、残るプール金についても早急に返還されるよう引き続き粘り強く交渉されたい。

さらに、規定にない現金等について、現金及び預金は全額県の歳入として処理しているが、商品券等の規定にない金券類についても、早急に適正な処理をされたい。

今後、職員にコンプライアンス意識を徹底させ、また、内部けん制体制を強化するなど、このような事態を発生させないよう再発防止に向けた取組を行われたい。

【用語の解説】

1) 税制改正

平成20年度の国の税制改正において、地方税の都道府県ごとの偏在を是正するため、法人事業税の約半分を国税化(地方法人特別税)した上で、人口と従業員数を基準に都道府県に再配分(地方法人特別譲与税)することとされた。この税制改正は20年10月1日以降に開始する事業年度に係る申告から適用されるため、県の決算上は21年度から影響が生じる。

2) 臨時交付金事業

政府の「経済危機対策」(21年4月)や「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(同年12月)を踏まえ、国からの交付金を活用して次のとおり事業を実施している。

(百万円)

地域活性化事業名	事業費	備考
生活対策臨時交付金事業	1,806	H20からの繰越事業
経済危機対策臨時交付金事業	7,910	H21事業 (H22への繰越あり)
公共投資臨時交付金事業	8,173	
きめ細かな臨時交付金事業	7	
計	17,896	

3) 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この割合が高いほど、自由に使える財源が少ないことになり、財政構造が硬直化しているとされる。

(ウ)改善又は留意すべき事項

a 改善すべき事項 3件

番号	項目	件数
1	平成20年度会計定期監査において指摘した平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金や規定にない金券類について、平成21年度会計においても引き続き認められたものに対し、適正な処理を求めたもの	2
2	収入未済に係るもの	1

b 留意すべき事項 13件

番号	項目	件数
1	収入未済に係るもの	13

2 公営企業管理者所管の会計

(1) 審査の対象

平成21年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりです。

- 平成 21年度 上水道事業会計
- 平成 21年度 土地造成整備事業会計
- 平成 21年度 工業用水道事業会計
- 平成 21年度 病院事業会計

(2) 審査の手続

平成 21 年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第 3 条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、不適正な経理処理が行われていないかなどに主眼を置くとともに、本年 4 月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿、証拠書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

審査に付された 4 事業会計の運営は、経営の基本原則の趣旨に従って行われており、決算書及び附属書類は、いずれもその計数が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。予算の執行については、おおむね適正であると認められるが、一部に改善すべき事項等が見られた。

なお、平成 21 年度においても備消耗品費等に係る不適正な経理処理が、全事業会計で認められたが、こうした不適正な経理処理を取消し、過年度損益修正損として振替処理を行うなどは正措置が既に講じられていた。

また、平成 21 年度においては、新たな取引業者へのプール金、規定にない現金等の発生は認められなかった。

イ 審査の意見

(ア) 全事業会計共通事項

a 意見

- (a) 随意契約を始めとする入札・契約事務については、関係法令の趣旨を十分に踏まえて、引き続き適正な執行に取り組まれない。
- (b) 備消耗品費等に係る不適正な経理処理が、全事業会計で認められたが、こうした不適正な経理処理を取消し、過年度損益修正損として振替処理を行うなどは正措置が既に講じられて

いた。

しかしながら、平成 21 年度においても不適正な経理処理が認められたことは、誠に遺憾である。

また、平成 20 年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、一部は返還されているが、残るプール金についても早急に返還されるよう引き続き粘り強く交渉されたい。

さらに、規定にない現金等について、現金は全額各事業会計の収益として納入処理しているが、土地造成整備事業会計で保管している商品券等の規定にない金券類についても早急に適正な処理をされたい。

今後、職員にコンプライアンス意識を徹底させ、また、内部けん制体制を強化するなどこのような事態を発生させないよう再発防止に取り組まれたい。

(イ) 上水道事業会計

a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、営業収益等の水道事業収益が 724 億 9,658 万余円で、営業費用等の水道事業費用が 644 億 1,912 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 106 億 7,973 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 353 億 4,320 万余円となった。

次に、損益については、収益は 690 億 6,974 万余円、費用は 618 億 7,965 万余円で、純利益が前年度に比べ 2 億 4,526 万余円増の 71 億 9,008 万余円となった。

収益は、給水収益、給水申込納付金等の減少により前年度に比べ 19 億 5,257 万余円減少している。

一方、費用は、給水費や支払利息及び企業債取扱諸費等の減少により前年度に比べ 21 億 9,783 万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、前年度に比べ 73 億 1,149 万余円減の 32 億 4,785 万余円、有価証券は、前年度に比べ 97 億 4,590 万余円増の 386 億 6,846 万余円となった。

b 意見

(a) 景気の低迷等により収益が減少しているが、引き続き現行料金を維持できるよう経営基盤の強化を図られたい。

(b) 的確な水需要予測に基づき、各事業の必要性・採算性等について十分検討し、過大な投資とならないよう施設整備を図られたい。

(c) 今後も職員の大量退職が見込まれていることから、再任用職員の活用等により技術の継承を図られたい。

(d) 未収金については、県が平成 20 年 2 月に策定した「債権管理の適正化のための取組方針」に基づき、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、法的措置を含めた債権回収の強化、債権の適切な整理、制度管理の徹底に取り組まれたい。

- (e)退職給与引当金について、損益管理の観点から適正な退職給与引当金の計上に努められたい。
- (f)資金運用について、運用期間等を検討し、効果的な運用に努められたい。

c 改善すべき事項

平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金2,042円について、処理方針に基づき早急に適正な処理をすること。

(ウ)土地造成整備事業会計

a 決算の状況

土地造成整備事業会計における収益的収支決算額は、造成土地売却収益、造成宅地売却収益等の事業収益が144億972万余円で、造成土地売却原価、造成宅地売却原価等の事業費用が152億577万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、他会計貸付金返還金等の資本的収入が40億6,610万余円で、工事費等の資本的支出が179億5,725万余円となった。

次に、損益については、収益は143億7,309万余円、費用は151億2,099万余円で、前年度に比べ56億7,880万余円減の7億4,789万余円の純損失となった。

収益は、土地の分譲等が低迷したこと等により、前年度に比べ326億6,500万余円減少している。

一方、費用は、分譲土地に係る売却原価の減少等により、前年度に比べ269億8,619万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ30億8,247万余円減の87億7,818万余円、有価証券は前年度と比べ29億8,236万余円減の349億8,706万余円となった。

b 意見

(a)土地造成整備事業を円滑に収束するため、次に掲げる事項について特に留意されたい。

収束に向けた具体的な取り組みや清算期間における事務の進め方等について、早急に検討し、現在改定を進めている「企業庁新経営戦略プラン」に反映するよう努められたい。

長期事業収支見通しについては、随時見直しを行い、事業収束時までの資金収支を的確に把握するよう努められたい。

残余の資産及び負債を後継組織へ適正な評価で引き継ぐためにも、関係市町村への負担金や引当てていない退職給与引当金等を貸借対照表に計上するなど、財務諸表の作成に当たっては、より一層実態に沿うよう努められたい。

協定等に基づく負担金等については、市町村等の関係者と見直し協議を進め、その負担額の縮減に努めるとともに、早期に額の確定をされたい。

貸付料の減免を行っている土地等については、減免額の縮減又は売却等に努められたい。

整備済みの公共施設等については、早急に最終管理者に引き継ぎ、管理費の削減に努められたい。

(b)土地の分譲に当たっては、需要者のニーズに的確に対応するなど、一層の分譲促進に努められたい。

(c)千葉ニュータウン事業に関して、企業庁は都市再生機構に比べ収入が過大となっていることから、両者間で是正措置を講じているが、その負担額を合理的に見積もるよう努め、財務諸表上に適切に反映させることが望まれる。

c 改善すべき事項

平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金705,196円について、一部は返還されているが、残るプール金316,107円、また、規定にない金券類171,118円相当についても処理方針に基づき早急に適正な処理をすること。

(工)工業用水道事業会計

a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、給水収益等の事業収益が147億3,969万余円で、浄配水費等の事業費用が110億764万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が43億293万余円で、企業債償還金等の資本的支出が98億2,762万余円となった。

次に、損益については、収益は141億338万余円、費用は105億818万余円で、純利益が前年度に比べ17億7,967万余円増の35億9,520万余円となった。

収益は、会計処理の変更により給水収益、負担金が増加したことなどにより、前年度に比べ12億933万余円増加している。

一方、費用は、浄配水費、減価償却費、支払利息及び企業債取扱諸費が減少したことなどにより、前年度に比べ5億7,034万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ23億1,282万余円減の46億7,680万余円、有価証券は前年度と比べ40億67万余円増の99億9,709万余円となった。

b 意見

(a)収益は増加したものの、会計処理の変更による給水収益や経営負担金の増加など、一時的な要因によるものであり、受水廃止等により契約水量は減少していることから、新規需要の開拓による料金収入の確保に努めるとともに、一層の維持管理コスト等の節減により、経営の健全化を推進されたい。

(b)房総臨海地区工業用水道事業において、土地造成整備事業会計より338億4,511万余円の借入れがあるが、返済の見込みが立っていないことから、関係部局と積極的に協議を進め、適正に対応

されたい。

(c)退職給与引当金について、損益管理の観点から適正な退職給与引当金の計上に努められたい。

c 改善すべき事項

平成 20 年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金 480,944 円について、一部は返還されているが、残るプール金 345,842 円についても、処理方針に基づき早急に適正な処理をすること。

(オ)病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は、医業収益などの病院事業収益が 384 億 6,027 万余円で、医業費用などの病院事業費用が 392 億 3,158 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債などの資本的収入が 29 億 2,237 万余円で、建設改良費などの資本的支出が 41 億 16 万余円となった。

次に損益については、収益は 384 億 2,402 万余円、費用は 392 億 4 万余円で、純損失が前年度に比べ 4 億 7,271 万余円減の 7 億 7,601 万余円となり、平成 7 年度から 15 年間連続して赤字決算となっている。

また、累積欠損金は平成 21 年度末で 279 億 2,214 万余円となっている。

収益は、入院収益、外来収益及び負担金交付金が増加したことなどにより、前年度に比べ 17 億 5,380 万余円増加している。

一方、費用は、支払利息及び企業債取扱諸費は減少したものの、給与費、減価償却費が増加したことなどにより、前年度に比べ 12 億 8,108 万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ 1 億 6,126 万余円増の 17 億 6,677 万余円となった。

b 意見

(a)平成 20 年度に策定した「千葉県立病院改革プラン」に基づき、一層の経営効率化・安定化を押し進め、目標を達成するよう努められたい。

(b)各病院の医業収益に占める人件費の割合は、全国の自治体病院に比べても特に高水準となっていることから、組織の合理化を図るとともに、人員配置の適正化に努め経費の節減を図られたい。

(c)特に、地域医療を提供している病院については、ニーズに対応した医療の提供と医業収益の確保・医業費用の節減に努めるなど、早急に経営の健全化を推進されたい。

(d)未収金については、県が平成 20 年 2 月に策定した「債権管理の適正化のための取組方針」に基づき、滞納の未然防止を図るとともに、法的措置を含めた債権回収の強化、債権の適切な整理、制度管理の徹底に取り組まれたい。

(e)退職給与引当金について、引当てを行っていないが、損益管理の観点から適正な退職給与引当金の計上に努められたい。

c 改善すべき事項

平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金3,645,741円について、一部は返還されているが、残るプール金3,539,271円についても、処理方針に基づき早急に適正な処理をすること。

d 留意すべき事項

当年度純損失が前年度と比較して減少したものの、776,019千円であり、また、累積欠損金が27,922,145千円と多額であることから、赤字体質の抜本的な改革に努め、効率的な事業運営による経営の健全化に取り組むこと。

基金運用状況審査

1 審査の実施状況

(1) 審査の対象

平成 21 年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりです。

平成 21 年度 千葉県土地開発基金

平成 21 年度 千葉県美術品等取得基金

(2) 審査の手続

平成 21 年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、基金の運用が設置の趣旨にそって適正で、かつ、効率的に行われているか、また計数は正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類等を照合精査するとともに関係者の説明を聴取し、慎重に審査を行った。

(3) 基金の運用状況

ア 土地開発基金

平成 21 年度末の基金現在高は、1,800,000,000 円で、その内訳は、貸付金 1,800,000,000 円である。

イ 美術品等取得基金

平成 21 年度末の基金現在高は、2,000,000,000 円で、その内訳は、現金 686,260,000 円、物品 1,313,740,000 円である。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳簿、証書類及び金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認める。

(2) 審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正に執行されていると認められる。

健全化判断比率等審査

1 健全化判断比率審査

(1) 審査の対象

平成 21 年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の手続

健全化判断比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成 21 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	- %	8.75 %	25.00 %
実質公債費比率	11.4 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	222.0 %	400.0 %	

イ 審査の意見

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っているが、次の点に留意する必要がある。

将来負担比率は 222.0%となっており、早期健全化基準(400.0%)を下回ってはいるものの、前年度(218.9%)と比べ 3.1 ポイント、また、前々年度(216.4%)と比べ 5.6 ポイント上昇している。

これは主に、将来負担額の多くの部分を占める一般会計等の地方債現在高が増加したためである。

今後は、地方債の発行について後年度負担に配慮し計画的に対応するなど、将来負担比率の抑制に一層努められたい。

2 資金不足比率審査

(1) 審査の対象

平成 21年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施しました。

(2) 審査の手続

資金不足比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められました。

会 計 名	平成 21年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 流域下水道事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 港湾整備事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 土地造成整備事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	- %	20.0 %

住民監査請求

1 住民監査請求の概要

「住民監査請求」は地方自治法第242条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにあります。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできます。

2 監査の結果

件名	結果の概要	備考
一県議会議員に対する政務調査費の不適切な使用分の返還請求を求める請求に関する件	一部棄却、一部却下	平成21年6月1日受付 平成21年8月14日公表
不正経理に関する措置を求める請求に関する件	一部棄却、一部却下	平成21年9月24日受付 平成21年12月8日公表

外部監査

1 外部監査の概要

外部監査は、平成 11 年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、平成 21 年度は、2 記載の者と包括外部監査契約が締結され、外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われました。

なお、個別外部監査は行われませんでした。

2 外部監査人

公認会計士 今井 靖容

3 包括外部監査のテーマ・監査対象部局

- (1) 監査テーマは、「道路事業に関する財務事務の執行について」とされました。
- (2) 監査対象部局は、千葉県県土整備部及び関係団体を対象として、監査が行われました。

4 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、千葉県報(平成 22 年 5 月 11 日号外特第 9 号)に掲載し公表しました。

また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載しました。

(アドレス:<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>)

【資料】

1 平成21年度監査における監査委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	袴田 哲也	平成 20 年 4 月 1 日	-	常勤:代表監査委員
	杉野 達	平成 18 年 4 月 1 日	平成 22 年 3 月 31 日	非常勤
	千坂 正志	平成 22 年 4 月 1 日	-	非常勤
議選委員	宍倉 登	平成 21 年 7 月 9 日	平成 22 年 6 月 22 日	非常勤
	伊藤 丈	平成 21 年 10 月 22 日	平成 22 年 6 月 22 日	非常勤
	阿部 紘一	平成 22 年 6 月 23 日	-	非常勤
	伊藤 勲	平成 22 年 6 月 23 日	-	非常勤

2 平成21年度監査計画

(平成21年6月9日決定)

千葉県監査委員職務執行規程第6条の規定により、平成21年度監査計画を次のとおり定める。

1 基本方針

平成21年度の監査は、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げるために、次の方針に基づき実施する。

- (1) 事務事業や予算の執行について、合规性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的に検証する。
- (2) 監査の実施に当っては、外部監査の結果や監査対象機関におけるチェック体制等の内部統制の整備・運用に留意し、監査機能の一層の充実・強化に努める。
- (3) 監査の実効性を確保するため、前回の監査における指摘事項等に対する措置状況を把握し、是正・改善を求める。
- (4) 監査結果等の情報を県民に分かりやすく公表する。

2 実施方針及び実施方法等

(1) 定期監査

ア 平成21年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業(地方自治法第199条第2項に規定する事務を含む。)について、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点を主眼に実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、平成21年度は、普通会計及び企業会計それぞれ課題となっている次の事項(重点監査事項)に重点を置いて実施する。

(ア) 普通会計

収入未済について

収入未済は、行政代執行負担金や各種貸付に係る償還金などの債権は、その回収に長期間要しているものなどがあり、適正な債権管理が講じられているか。また、県税は、不納欠損が多額となっており、効果的な縮減対策が行われているか確認する。

公共事業に係る事務費について

国庫補助金により交付された事務費が、目的等に沿い適正に執行されているか確認する。

物品(消耗品)の出納・管理事務について

物品購入の事務処理や管理が適正に行われているか。また、内部牽制が充分機能しているかなどについて確認する。

(イ) 企業会計

物品購入について

備消耗品等の物品購入事務処理が法令等に基づき、適正に行われているか。また、納品の検収が適正に行われているか確認する。

契約事務について

工事発注及び委託事業において、入札や随意契約などの契約事務が法令等の趣旨に沿い適正に執行されているか確認する。

ウ 監査対象機関は、平成21年4月1日現在の492機関とし、実地監査又は書面監査の区分は、表1のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

表1 定期監査の対象機関数及び監査方法

区分	監査対象 機関数	監査計画機関数		
		実地監査	書面監査	計
普通 会 計	本 庁	101		101
	出先機関	348	201	348
	計	449	201	449
企 業 会 計	本 庁	16		16
	出先機関	27	5	27
	計	43	5	43
合 計	本 庁	117		117
	出先機関	375	206	375
	計	492	206	492

(注1) 本庁各課(局・室)の監査は、委員全員により実施する。

(注2) 出先機関の実地監査は、担当委員2名により実施する。

(注3) 書面監査は、委員全員により実施する。

(2) 随時監査

県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度委員が協議して定める。

(3)行政監査

ア 県の事務事業の執行について、合規性、正確性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点から積極的に監査を実施する。

イ 監査テーマ及び実施方法等

(ア)監査テーマ

「法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について」

(イ)監査の目的

近年、食品の偽造表示やマンション等耐震偽装、医療事故など県民が不安を抱く事案が発生していることから、法令等に基づき県が実施している「団体等に対する検査・監査等」の実態を把握し、検査・監査等が適切に実施されているかなどについて監査を実施する。

(ウ)監査対象機関

知事部局・教育庁・警察本部の本庁各課

(エ)監査の方法

職員調査を実施した後、書面監査により実施する。

ウ イに定めるもののほか、監査委員が必要と認めるときは行政監査を実施する。

(4)財政的援助団体等監査

ア 平成20年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

県の出資率が25%以上かつ事業規模1千万円以上の出資団体

県の補助金が3億円以上の私立高等学校

県の補助金が5千万円以上の団体(市町村及び出資法人を除く。)

指定管理料が5千万円以上の指定管理者(市町村及び出資法人を除く。)

なお、監査対象団体数及び監査方法は、表2のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

表2 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び監査方法

区 分	監査対象 団 体 数	監 査 計 画 団 体 数		
		実地監査	書面監査	計
出 資 団 体	39	17	8	25
補 助 金 交 付 私立高等学校	17	2	5	7
そ の 他 の 援 助 (補助)団体	18	2	0	2
指 定 管 理 者	12	2	0	2
計	86	23	13	36

(注1)実地監査は担当委員2名により実施し、書面監査は委員全員により実施する。

(5)例月出納検査

- ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が行われているかを主眼として実施する。
- イ 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、19特別会計及び26基金並びに公営企業管理者所管の4特別会計及び1基金とする。
- ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。
- エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回(12月)及び書面検査を年3回(6月、9月、2月)実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

(6)決算審査

ア 普通会計

平成21年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているかなどのほか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

平成21年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているかなどのほか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、例月出納検査と同様とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

エ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(7)基金運用状況審査

ア 平成21年度における基金の運用状況について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として実施する。

イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8)健全化判断比率等審査

ア 平成21年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が正確に算定されているかを主眼として実施する。

イ 対象会計は、決算審査と同様とし、決算審査の終了後実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9)その他の監査等

住民からの請求、議会・長からの要求に基づく監査等については、その都度、実施方法等を定めて実施する。

3 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種別		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本庁 普通会計	平成22年8月	平成22年9月
	本庁 公営企業会計	平成22年7月	
	出先機関	平成21年9月～平成22年7月	平成21年12月、平成22年2月・6月・9月
行政監査		平成21年7月～平成22年2月	平成22年2月
財政的援助団体等監査		平成21年9月～平成22年3月	平成21年12月、平成22年2月・6月
決算審査	普通会計	平成22年8月	平成22年9月
	公営企業会計	平成22年7月	
基金運用状況審査		平成22年8月	平成22年9月
健全化判断比率等審査		平成22年8月	平成22年9月
例月出納検査		毎月25日とし、当該日以外に実施する必要がある場合は、月間の監査計画で定める日	平成21年12月、平成22年2月・6月・9月

注1 報告は、県議会、知事及び関係委員会等に提出する。

注2 決算審査結果は、知事に提出し、知事が決算とともに県議会に提出する。

4 監査結果等の公表

監査結果及び講じた措置等について、県報掲載により公表するとともに、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に対する積極的な情報提供を行う。

5 外部監査への対応

外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するとともに、外部監査の実施に必要な協力を行う。また、監査結果及び講じた措置の公表を行う。

6 監査日程等

監査の具体的な日程、担当する委員等については、月間の監査等計画で定める。

千葉県監査 - 平成 21 年度版 -

平成 22 年 10 月発行

千葉県監査委員事務局

所在地：千葉市中央区中央 4 丁目 1 7 - 3 袖ヶ浦ビル 4 階

電 話：043-223-3727 F A X：043-222-5233

郵便の送付先：〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>